

住居確保給付金申請時 提出書類チェックリスト

【給付金詐欺等に注意！】提出後、書類に不足・不備等がある場合は、申請先の自治体からご連絡があります。

（厚生労働省から直接ご連絡をすることは絶対にありませんので、ご注意ください）

提出者	☒	書類の種類	様 式（原本提出）	ご自分で用意する添付資料（写し提出）	備考
全 員	☐	申請書、確認書	・生活困窮者住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）（様式1－1） ・住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）（様式1－2 A） ・入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（様式2－2）		
全 員	☐	本人確認書類		下記のいずれか1つ（※1） ○運転免許証（住所変更している場合は両面） ○住民基本台帳カード ○パスポート（一般旅券） ○個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ） ○健康保険証 ○住民票（※2） ○戸籍謄本等 ○各種福祉手帳 等	※1 写真なしの場合、2つ求める自治体があります。 ※2 本籍地とマイナンバーの表示は不要
全 員	☐	収入減少関係書類			
離職の場合	☐	離職を証する書類	右記を用意できない場合（参考様式5）（※3） 離職状況等に関する申立書を提出	下記のいずれか1つ （雇用保険関係） ○雇用保険被保険者離職票 ○雇用保険受給資格者証 （社会保険関係） ○健康保険任意継続被保険者証 （雇用者が交付する文書） ○退職辞令○退職所得の源泉徴収 ○雇用保険被保険者資格喪失届 ○離職証明書 ○解雇通知書○有期雇用契約の非更新通知	※3 参考様式5は自治体により異なる場合があります。
廃業の場合	☐	廃業を証する書類	右記を用意できない場合（参考様式5－2）（※4） 就業機会の減少に関する申立書を提出	下記のいずれか1つ ○廃業届 ○その他廃業したことを証明できる書類	※4 参考様式5－2は自治体により異なる場合があります。
休業の場合	☐	休業を証する書類		○疾病、負傷、育児その他の事情により休業、求職したことを証明する医師の証明等	
その他就業機会が減少した方	☐	就業機会の減少を証する書類		下記の例示を参考にしてください。 ○雇用主からの休業を命じる書類、メール等 ○シフト表等（減少する前後） ○請負契約等のキャンセルが分かる資料	
全 員	☐	収入を証する書類（世帯全員分）	右記を用意できない場合 住居確保給付金に係る収入状況表（個人事業者用）	下記のいずれか1つ ○給与明細書（直近1カ月） ○賃金明細書（直近1カ月） ○報酬明細書（直近1カ月） ○源泉徴収票等（※5） 〔 〕に加え、下記給付を受けている方の必要書類 年金給付 ○年金振込通知書等、年金（額面）の額がわかる書類 失業給付 ○失業給付の額がわかる書類 その他の定期的な公的給付（※6） ○当該公的給付の額がわかる書類 } （※7）	※5 最近減収した方については、源泉徴収票ではなく、月別の明細をご提出下さい。 ※6 児童手当、児童扶養手当、障害年金、障害児福祉手当、（配偶者の）育児休業給付金等 ※7 預金通帳で入金額が確認できる場合は省略可
全 員	☐	資産を証する書類（世帯全員分）		○預貯金通帳、ネットバンキング等（直近3カ月の写し）	※お持ちの口座すべて ※申請前に通帳記入をし、最新の状態で提出
持家書類	☐	持家を証する書類		居住維持費用関係書類（持家のみ） ○申請者が持家に居住している場合、居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の額の確認できる書類	